

# 大分県報

令和三年  
第二〇六号  
五月十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（三件）……………一

土地改良区の定款変更認可（二件）……………三

付保義務の発生……………三

### 公告

土地改良区の役員の就退任（二件）……………三

令和三年度狩猟免許試験の実施……………四

令和三年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………六

## ○告示

## 示

### 大分県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年五月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オアシスパーク明野

大分市明野高尾三丁目一番一号 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

筑後屋物産株式会社

代表取締役 丸谷 ヒロ子

### 3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 大分市大字羽屋六十番地三

変更後 大分市南太平寺三丁目八番二十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 弘 晃

変更後 代表取締役 羽田野 尚 志

### 4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

令和三年一月十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

令和二年五月十八日

### 二 届出年月日

令和三年四月九日

### 三 関係書類の縦覧

#### 1 縦覧期間

令和三年五月十一日から同年九月十三日まで

#### 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

#### 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年九月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハイングストリー鶴見園店

別府市大字南立石字中津留道北二千百三十九番地十九

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハイングストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 弘 晃

変更後 代表取締役 羽田野 尚 志

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 弘 晃

変更後 代表取締役 羽田野 尚 志

4 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和二年五月十八日

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

令和二年五月十八日

二 届出年月日

令和三年四月九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年五月十一日から同年九月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年九月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下

「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハイングストリー三重店

豊後大野市三重町市場四百四十七番一号

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハイングストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 弘 晃

変更後 代表取締役 羽田野 尚 志

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉 弘 晃

変更後 代表取締役 羽田野 尚 志

4 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和二年五月十八日

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

令和二年五月十八日

二 届出年月日

令和三年四月九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年五月十一日から同年九月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年九月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

真玉町土地改良区

豊後高田市

令三・四・二二

大分県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

富士緒井路土地改良区

豊後大野市

令三・四・二二

大分県告示第三百五十号

別府市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、城原井路土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理 事	藤 島 良 司	竹田市大字米納一二七〇番地一
〃	羽 田 野 秀 夫	〃 大字平田五〇四四番地
〃	和 田 信	〃 大字平田四九四三番地
〃	倉 原 壽 章	〃 大字会々五三〇二番地
〃	工 藤 孝 行	〃 大字城原一八一七番地
〃	佐 藤 照 若	〃 大字小川一五四二番地二
〃	河 野 英 雄	〃 大字米納六二五番地一
〃	志 水 力 生	〃 大字米納二二七〇番地
〃	吉 野 正 治	〃 大字平田一八五九番地
監 事	麻 生 一 雄	〃 大字米納二七〇四番地二
〃	後 藤 昭 次	〃 大字城原一一九九番地



大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験	七月三十一日(土) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	七月三十一日(土) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎	大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎	大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月一日(日) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎新館	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験	十月九日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎新館	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験	十月九日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎新館
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験																																							
3 第三回試験																																							
(一) 網猟免許及びわな猟免許試験																																							
受験対象者																																							
試験区分																																							
日 時																																							
場 所																																							
大分県東部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十月十日(日) 午前九時から午後五時まで																																							
大分市大手町 大分県庁舎新館																																							
大分県東部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十一月二十日(土) 午前九時から午後五時まで																																							
国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎																																							
大分県中部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十一月二十日(土) 午前九時から午後五時まで																																							
大分市大手町 大分県庁舎新館																																							
大分県南部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十一月二十日(土) 午前九時から午後五時まで																																							
佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎																																							
大分県西部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十一月二十日(土) 午前九時から午後五時まで																																							
日田市城町 大分県日田総合庁舎																																							
大分県北部振興局管内に住所を有する者																																							
知識試験 適性試験 技能試験																																							
十一月二十日(土) 午前九時から午後五時まで																																							
宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎																																							
(一) 第一回試験																																							
1 受付期間																																							
三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間																																							

令和三年五月十一日

大分県報(公告)

<p>試験区分</p>	<p>内 容</p>
<p>知識試験</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p>
<p>試験の内容</p>	<p>七 試験の内容</p> <p>六 受験票</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</li> <li>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</li> </ol> <p>五 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>四 受験手続</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部</li> <li>2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</li> <li>3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</li> <li>4 狩猟免許申請手数料</li> <li>5 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</li> </ol> <p>三 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>二 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>一 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>二 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>三 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>四 狩猟免許申請手数料</p> <p>五 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>六 受験票</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</li> <li>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</li> </ol> <p>七 試験の内容</p> <p>八 狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許状を交付する。</p> <p>九 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</li> <li>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</li> <li>3 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項について変更があった場合については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページに掲載するので、適宜確認すること。</li> </ol> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和三年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。</p>
<p>技能試験</p>	<p>視力、聴力及び運動能力</p> <p>猟具の取扱い、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別</p> <p>注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</li> <li>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</li> <li>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかった者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 海外旅行をしていたこと。</li> <li>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</li> <li>(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。</li> <li>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</li> </ol>

<p>令和三年五月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 更新対象者 県内に住所を有し、平成三十年度に狩猟免許を取得した者及び更新した者</p> <p>二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所</p>		<p>更新対象者</p>		<p>開催日時</p>		<p>開催場所</p>	
<p>大分県東部振興局管内に住所を有する者</p>		<p>九月十日(金) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>九月七日(火) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>別府市上野口町 別府市役所</p>	<p>日出町字仁玉山 大分県日出総合庁舎</p>	<p>大分県西部振興局管内に住所を有する者</p>	
<p>大分県中部振興局管内に住所を有する者</p>		<p>九月七日(火) 午後一時から午後四時まで</p>	<p>九月八日(水) 午後一時から午後四時まで</p>	<p>臼杵市大字臼杵浜 臼杵市中央公民館</p>	<p>国東市国東町鶴川 アストくにさき</p>	<p>大分県北部振興局管内に住所を有する者</p>	
<p>大分県南部振興局管内に住所を有する者</p>		<p>九月九日(木) 午前九時から午後四時まで</p>	<p>九月十日(金) 午前九時から午後四時まで</p>	<p>大分市府内町 大分県庁舎別館</p>	<p>大分市府内町 大分市府内町</p>	<p>九月九日(木) 午前九時から午後十二時まで</p>	
<p>大分県豊肥振興局管内に住所を有する者</p>		<p>九月八日(水) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>九月七日(火) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</p>	<p>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</p>	<p>九月十日(金) 午前九時から午後十二時まで</p>	
		<p>九月八日(水) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>九月十日(金) 午前九時から午後五時まで</p>	<p>竹田市久住町大字久住くじゅうサンホール(久住公民館)</p>	<p>豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館</p>	<p>九月三日(金) 午前十時から午後三時まで</p>	
		<p>九月十日(木) 午前九時から午後三時まで</p>	<p>九月九日(水) 午前九時から午後三時まで</p>	<p>玖珠町大字塚脇 大分県玖珠総合庁舎</p>	<p>豊後高田市是永町 豊後高田市役所</p>	<p>九月六日(月) 午前十時から午後三時まで</p>	
						<p>九月八日(水) 午前十時から午後三時まで</p>	
						<p>九月九日(木) 午前十時から午後三時まで</p>	
						<p>九月十日(金) 午前十時から午後三時まで</p>	
						<p>九月十三日(月) 午前九時から午後五時まで</p>	
						<p>九月十三日(月) 午前九時から午後五時まで</p>	

令和三年五月十一日

大分県報(公告)

影年月日を記載すること。）

- 3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）  
五 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。）。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。

六 受験票

- 1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。

- 2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。

七 講習及び適性検査の内容

1 講習の内容

- (一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。

- (二) 鳥獣の判別に関すること。

- (三) 猟具の取扱いに関すること。

- (四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。

2 適性検査の内容

- (一) 視力

- (二) 聴力

- (三) 運動能力

八 狩猟免許の交付

講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

- 1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

- (一) 海外旅行をしていたこと。

- (二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

- (三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

- (四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

- 2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

- 3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。  
4 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項について変更があった場合については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページに掲載するので、適宜確認すること。